

名古屋港管理組合公報

令和4年3月31日
(木曜日)
号外第26号

目次

○給与条例の一部を改正する条例 1

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
令和四年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第一号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「支給する時期ごとの割合は、千分の千二百七十五」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」に、「千分の千七十五」を「六月に支給する場合においては千分の千七十五、十二月に支給する場合においては千分の九百二十五」に改め、同条第四項中「千分の七百二十五」との下に「千分の千二百二十五」とあるのは「千分の六百二十五」とを、「千分の六百二十五」との下に「千分の九百二十五」とあるのは「千分の五百二十五」とを加える。

附則第七項第一号中「千分の三百二」を「千分の二百六十一」に改め、同項第二号中「千分の百八十三」を「千分の百四十五」に改め、同項第三号中「千分の百十八」を「千分の八十一」に改める。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の百二十」に「六月に支給する場合においては千分の千七十五、十二月に支給する場合においては千分の九百二十五」を「百分の百」に改め、同条第四項中「千分の千二百七十五」を「百分の百二十」に、「千分の七百二十五」と、「千分の千二百二十五」とあるのは「千分の六百二十五」を「千分の六百七十五」に、「千分の千七十五」を「百分の百」に、「千分の六百二十五」と、「千分の九百二十五」とあるのは「千分の五百二十五」を「千分の五百七十五」に改める。

附則第七項第一号中「千分の二百六十一」を「千分の二百八十八」に改め、同項第二号中「千分の百四十五」を「百分の十七」に改め、同項第三号中「千分の八十一」を「千分の百六」に改める。

	「	132,300		「	136,100	
		133,300			137,000	
		134,300			137,900	
		135,200			138,800	
		136,100			139,700	
		137,100			140,600	
		138,100			141,500	
		139,000			142,400	
		139,900			143,300	
		140,900			144,200	
		141,900			145,100	
		142,900			146,000	
		143,800			146,900	
		144,900			147,900	
		145,900			148,900	
		146,900			149,800	
		147,900			150,700	
		149,100			151,800	
		150,300			152,900	
別表第1011号		151,500			154,000	
		152,700	を		155,100	に改める。
		153,900			156,200	
		155,100			157,300	
		156,300			158,400	
		157,500			159,500	
		159,000			160,900	
		160,500			162,200	
		161,900			163,500	
		163,300			164,800	
		164,800			166,200	
		166,300			167,600	
		167,700			168,900	
		169,100			170,200	
		170,900			171,900	
		172,700			173,500	
		174,500			175,100	
		176,200			176,700	
		177,900			178,300	
		179,600			179,800	
		181,200			181,300	
		」			」	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条並びに附則第七項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、令和四年四月一日から施行する。
(令和四年三月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）第二十一条第七項に基づき令和四年三月に支給する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）の期末手当の額は、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第二十一条第七項の規定により差し引いた期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に三十一分の六（特定管理職員にあつては、二十三分の六）を乗じて得た額（以下この項において「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 前項の規定は、再任用職員（次項に規定する者を除く。）の期末手当の支給について準用する。この場合において、前項中「三十一分の六」とあるのは、「十九分の四」とする。
- 4 改正後の条例第二十一条第七項に基づき令和四年三月に支給する職員（改正後の条例附則第七項各号の適用を受ける再任用職員に限る。以下この項において同じ。）の期末手当の額は、改正前の条例第二十一条第七項の規定により差し引いた期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号の額を減じ、第二号の額を加えた額とする。この場合において、第二号の額から第一号の額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 令和三年十二月に支給された期末手当の額に十五分の四を乗じて得た額
 - 二 施行日において職員が受けるべき給料、管理職手当、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に、令和三年十二月から施行日の属する月までの月数（同年十二月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額から、令和三年十二月一日において職員が受けるべき給料、管理職手当、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に、同月から施行日の属する月までの月数（同年十二月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額を減じた額
- (委任)
- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
(特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 6 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「千分の千二百七十五」とあるのは「百分の七十八」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、百分の七十八」に、「千分の千二百七十五」とあるのは「百分の百四」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、百分の百四」に改める。
附則第十二項中「千分の千二百七十五」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」に、「百分の七十八」を「支給する時期ごとの割合は、百分の七十八」に、「百分の百四」を「支給する時期ごとの割合は、百分の百四」に改める。
附則第十四項中「千分の三百一」を「千分の二百六十一」に、「百分の二十四」を「千分の百九十八」に、「千分の百八十三」を「千分の百四十五」に、「千分の百十六」を「千分の七十九」に、「千分の百十八」を「千分の八十一」に、「千分の四十八」を「千分の十四」に改める。
- 7 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
附則第五項中「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、百分の百四」を「百分の百二十」とあるのは「百分の百四」に改める。
附則第十二項中「割合は、六月に支給する場合においては千分の千二百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五」を「百分の百二十」に、「支給する時期ごとの割合は、百分の百四」を「百分の百四」に改める。
附則第十四項中「千分の二百六十一」を「千分の二百八十八」に、「千分の百九十八」を「千分の二百二十六」に、「千分の百四十五」を「百分の十七」に、「千分の七十九」を「千分の百四」に、「千分の八十一」を「千分の百六」に、「千分の十四」を「千分の三十七」に改める。
(専任副管理者の給与に関する条例の一部改正)
- 8 専任副管理者の給与に関する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第三号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「千分の千六百七十五」との下に、「千分の千二百二十五」とあるのは「千分の千五百七十五」とを加える。
- 9 専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「千分の千二百七十五」とあるのは「千分の千六百七十五」と、「千分の千二百二十五」とあるのは「千分の千五百七十五」を「百分の百二十」とあるのは「千分の千六百二十五」に改める。
(令和四年三月に支給する専任副管理者の期末手当に関する特例措置)
- 10 附則第八項の規定による改正後の専任副管理者の給与に関する条例第二条第三項において準用する改正後の条例第二十一条第七項に基づき令和四年三月に支給する期末手当の額は、附則第八項の規定による改正前の専任副管理者の給与に関する条例第二条第三項において準用する改正前の条例第二十一条第七項の規定により差し引いた期末手当の額から、令和三年十二月に支給された期末手当が専任副管理者の給与の特例に関する条例（令和三年名古屋港管理組合条例第三号）附

則第二項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる期末手当の額に千七百七十五分の百を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(名古屋港管理組合退隠料条例の一部改正)

- 11 名古屋港管理組合退隠料条例(昭和二十九年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書を削る。

(名古屋港管理組合退隠料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 前項の規定の施行の際現に担保に供されている又は同項の規定の施行の日前に担保に供する旨の申込みが行われた扶助料を受ける権利は、同日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 13 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「基づき」の下に、「並びに法を実施するため」を加える。

第二条第五号イ中(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第六条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める」に改め、同条各号を削る。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第九条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置